

令和4年度 第1回郡上市住民自治基本条例検証委員会 要録

日 時：令和4年9月15日（木） 19時～20時50分

場 所：郡上市役所本庁舎 4階 大会議室

出席者：＜委員 9名＞

上村 英二、中山 紀子、山田 純子、山中 佐代美、石神 鋏、西脇 将洋
岩見 恒夫、日置 次郎、後藤 正和

＜アドバイザー＞

中京大学 総合政策学部 准教授 今井 良幸

＜事務局＞

三輪部長、三島課長、木嶋

欠 席：小椋 和子

1. 開会

2. 協議事項

上村委員長による進行。

（上村委員長）

協議事項に入らせていただく。資料説明の上、進めていく。

（1）郡上市における審議会などの情報公開、パブリックコメントの状況について

（事務局①）

資料について説明。

公募委員の募集有の会議は約半数。公募委員数は委員総数の8%で基準の10%には届いていない。公開対象会議数は傍聴可能な会議をカウントしている。

パブリックコメントの提出人数も意見件数も令和3年度は0件だった。

（委員①）

女性の委員数は4割を目指していると認識しているが。

（事務局①）

4割だったと記憶している。

（委員①）

白鳥の地域協議会の会議数が多い理由は。

（委員②）

白鳥地域協議会では、各分科会に分かれて協議をしている。多い時には、週2回程度の分科会を行った時もあるため、回数が増えていると思う。

傍聴可能な会議数が16あったのに対して、傍聴者は0人なのか。

（事務局①）

残念ながら傍聴者は0人だった。

（委員②）

今年度も厳しそうなのか。

(事務局①)

今年度は、昨日、別の審議会で傍聴者があったので、0人とはならないと思う。

(委員②)

議会はどのような感じか。

(事務局①)

議会は、本日も何人かの傍聴があったようである。

(委員①)

議会の傍聴者は、一般質問の時に多くて、その他委員会等ではそれほどいないのか。

(事務局②)

お見込みのとおり、一般質問の際には傍聴者が多い。

(委員①)

男女の比率において、各審議会等でのルールはあるのか。

(事務局③)

例えば地域協議会については、前期までの女性比が24.5%であるのに対し、今期は24.8%と若干上昇したが委員の数としては変わっていない状況である。我々としては、女性の活躍を推進するところも大事だと認識している。また、一般の公募委員となると半数以上が女性であり、充職(団体代表者)の委員となると男性が多いことが言える。

(アドバイザー)

今調べたところ、男女共同参画推進条例の解説では、4/10以上の女性比を目標にしていると記載されている。

(委員①)

女性委員にお聞きしたいがこの委員を頼まれた時はどう思ったか。

(委員③)

会議名を聞いた時に、自分が行ってどうにかなるのかという感じだったが、年間の会議数や会議の時間をお聞きして、家庭の都合も考え引き受けた経緯がある。

(委員④)

自分は策定委員会より参画していたため、その流れでお受けした経緯がある。策定委員を受けた時の記憶はない。

(委員⑤)

自分は懇話会からのメンバーであり、その流れで受けている。八幡女性の会の会長を務めた時から色々と充職で会議に参加している。多い時には、月の1/3ぐらいが会議だった。

(委員①)

市としても、色々な審議会を開く際に所管課ごとで悩んでいるのではないか。

(事務局①)

正直、このような審議会のメンバーを依頼する時には、色々な審議会を受けている方を優先してしまうところもあり、経験のある方を頼ってしまうところはあると思われる。

(委員①)

やはり、経験値の高い市民を集めたいというのは少なからずあると思う。やはり、経緯を知っている方にはいて欲しいと思うし、逆に新しい意見も取り入れたいという思いもある。これは難しい問題である。

(委員⑥)

自分も住民自治条例策定委員の時に携わっていた経緯があり、自分たちの考えた条例がどうなっているのかが知りたくて今回の委員へ公募した。

(委員①)

確かに住民自治基本条例は、いわゆる理念条例といわれる条例であるため、具体的なことが記載されていない。協働によるまちづくりという方向を定めた条例であり、そのための検証を行っていく委員会が私たちである。

パブリックコメントの制度ができた当初は多少あったと思うが、最近は件数が減ってきている。一般市民としてなかなか意見を言うのが難しいかもしれない。

(委員⑦)

地域協議会は行政からの課題提供により動いているのか。

(事務局③)

地域協議会の前身組織として、合併後に地域審議会という形で、旧町村の議会のような活動をしていた。しかし10年経ったということで審議会の終了を迎える際、それぞれの地域ごとの方針などをそれぞれ市民の方が考え、検討していく組織として地域協議会が生まれている。そのため、行政からの指導ではなく、地域協議会ごとに地域課題を見つけ協議いただいている。

(委員①)

パブリックコメントという形を今後考えていく必要があると考えている。後ほどでもいいので案がある方は教えていただきたい。

(アドバイザー)

公開しない理由を過去数年と比べると「専門性の高い」という理由が減ってきており、公開への動きが見られるのは評価できることである。それから女性の比率について、国の女性参画についても数値ありきで動いており、現状から考えると難しいところがあるが、40%という数値目標がある以上は各審議会での課題となる。参画の意識をどう繋げていくかが住民自治基本条例の理念になってくる。また、パブリックコメントについては、意見が無いから止めるということとはできない。やり方も考えつつ検討していかなければならない。

(委員①)

大変難しい問題であると感じる。

(2) 試行オンライン公聴会について

(事務局①)

前回(令和4年1月24日)の住民自治基本条例検証委員会の中で、オンライン公聴会について協議をしていただいた。そこで提案のあった zoom を活用した実証実験を今回行っている。ただ、準備を進めるにつれ課題も多く見えてきた。傍聴の条件として、「発言」「写真撮影」「録画録音」等は禁止事項となっているが、オンライン公聴会の場合、規制をかけても管理ができないことや、公開 ID やパスワードを傍聴申込者へ通知することになるが、その方が SNS に流してしまうと申込者以外にも閲覧が可能になるといった問題もある。また、委員各位においても個人が特定できる名前や企業名などの発言には十分注意していただく必要が生じ、言葉を選んだ発言などが必要となり活発な議論が行われない可能性もある。更には、委員の顔がアップされることにより、次の委員の選定の際に難色を示される可能性も否定できない。このような点を事務局としては懸念している。

(委員①)

現状、傍聴者はどの委員がどのような発言をしたのかを後日周囲に話すことを止めるルールはない。傍聴を可とする審議会は誰の発言かを知られるのは仕方がない。そのため、個人情報を取り扱う審議会は非公開となっている。

(委員②)

リアルタイムでの放送となるのか？

(事務局①)

基本的にはリアルタイムである。

(委員②)

他の市町村であるが、YouTube で一般質問を流した自治体があった。その際には個人名には音を被せるなどをしていました。

(事務局①)

後日の放送の場合は、編集が可能であるが、傍聴者を増やすためのオンライン公聴会という点では目的に沿っていない。

(委員⑧)

現在の技術では、数秒遅らせての配信もできる。そのための技術・手法などが必要となるが、社会的には行われているのが現状である。

(委員①)

今でもそうだが、責任を持った発言をするのは基本だと思っている。

(委員⑤)

顔が出ることや発言に関しては、今でも傍聴者がいれば同じことである。オンライン公聴会にすることにより、その機会が増えると考えているが。

(事務局①)

お見込みのとおり、傍聴者と同じ条件にはなる。ただ一つ違うのが、傍聴者はその場で終わりとなるが、オンライン公聴会の場合、録画等により SNS で拡散される可能性が高く、画面の向こう側では何人の人が見ているのか等の問題が懸念される。

(委員②)

実際に行っている自治体はあるのか。

(事務局①)

事務局調べとなるが、他自治体では行っている事例もある。こちらにも制約等で規制しているが、画面の向こうで行っていることは確認できていない。

(委員⑧)

これからの時代 ICT などの発達により、開かれた審議会等に移行してくる可能性はあると感じるが、その辺を考えていくと若い世代や知見を持った委員の集まりにより、5年後10年後にはかなり変わってくると予想される。

(委員①)

その未来をある程度想定して取り組むことが大事だと思うが、その未来を想定するというのが先ずは必要だと考える。

(アドバイザー)

先日、自分が関わった会議では、YouTube で同時配信を行った。実際撮影となった時には、あまり

気にならなかったのが本音である。今回のオンライン公聴会の場合、知ってもらうのが目的なのか。それとも、傍聴してもらうのが目的なのかで大きく変わってくる。知ってもらうのが、目的ならば後日の配信でも良いこととなるが、傍聴してもらうことが目的ならば、リアルタイムの配信が必要となる。

(委員①)

傍聴者を増やすのが目的ならば、リアル配信は難しい面もあると思う。

(アドバイザー)

審議会という会議の傍聴に対して、ハードルを下げる目的として映像公開も一つの手法として考えてはどうか。

(委員①)

ハードルを下げることによって、委員になってもいいかなと思ってもらえることが市民参画に繋がる。そうなれば、この条例の目的が一步進むのではないかと考える。そう考えると、リアルタイムではなくても良いのではないかと思えてきている。

(事務局①)

その場合だと、編集作業などが必要になってくるが、残念ながら事務局にそのスキルを持ち合わせた者がいない。となると予算的な問題や公開までにクリアしなければいけない課題等もあるため、この場で「次回はそれでいきましょう」とは答えられない。

(委員⑧)

自分が関わっている事例になるが、OKサインを確認しなければいけない人が複数いることから、未だに配信できていない案件がある。司会者、説明者、傍聴者と確認する必要のある人が多いほど、中々OKがでない。これが、公式であればあるほど確認者が増えるものと思われ、配信時期が遅くなるのは間違いないと思われる。

(委員①)

ここにいる委員全員がOKを出せば、全部流せるので、一度流してみてもどうか。

(事務局①)

後日配信で全部を流す場合、最後まで見ていただけるのかが疑問である。

(アドバイザー)

全部流す必要はなく、審議会の雰囲気を知ってもらうためにも、一部抜粋の形を取ってみてもどうか。

(委員⑧)

一部抜粋となると、会議資料を当てはめるなどの作業が生まれてくるので、編集に時間がかかるのではないか。

(事務局③)

傍聴者が少ないためどうすれば増えるのだろうかという考えで話が進むと考えていたのだが、現在は会議を知って頂くための公開方法の議論となっている。当初の目的に沿った議論への軌道修正をお願いしたい。

(委員①)

結論を出すには時間がかかるため、本日の議論内容を事務局の方でまとめていただき、次回以降に再度協議したい。

3. 閉会

中山副委員長

以上